

広島県告示第五百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十七年九月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年九月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道宇賀安田線	三次市甲奴町宇賀字大番一七四九番一地从から 三次市甲奴町宇賀字六ツ宗一〇七八番二地先まで	平成二十七年九月三日